

府中市いじめ防止基本方針

平成26年5月26日
府中市教育委員会

1 はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長、及び人格の形成に重大な影響を与える。それにとどまらず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れさえある。

いじめの防止に向き合うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立つ必要がある。そして、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの未然防止を図ること、また、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。

あわせて、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが求められる。

既に、府中市では、市内全中学校生徒会が中心となり、いじめ撲滅に向けて取組みを推進しており、平成25年には、「届けよう自分の声 受けとめよう相手の気持ち」を共通スローガンとして学校内外にメッセージを発信している。児童生徒一人一人が、自治的な活動を通して、自らいじめをなくしていこうとする主体性を培うため、さらなる取組みの充実を図らなければならない。

以上のことから、府中市として、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「府中市いじめ防止基本方針」を定める。

さらに、この機を得て、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条に基づき、本方針では、次のとおり、いじめを定義する。

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃す、あるいは、見過ごしている可能性がある。

いじめの対応においては、認知件数のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談等の日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 府中市におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識を根底に置き徹底する。そのもとに、次に示す視点を中心として、取組みを推進する。

(1) いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことを重視する。児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童生徒を守るため、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進める。また、日常的な実態把握により、児童生徒が発するどのような小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる。

4 府中市におけるいじめ防止等に関する取組み

府中市は、「府中市いじめ防止基本方針」に基づき、次のとおり、いじめの防止等の対策を推進する。

(1) いじめの防止等に係る組織

関係機関及び学校との連携、また、法の定める重大事態の調査を行うための組織は、次のとおりとする。

ア 「府中市いじめ防止対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、こども家庭センター、府中警察署、その他の関係者により構成される推進協議会を設置する。

（法第14条第1項に基づく）

イ 「府中市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）の設置

教育委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置する。

調査委員会は、第三者の専門家（学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉の専門家、警察官等）で構成し、重大事態に係る事実関係を明確にするために、公平性・中立性を確保した調査を行う。

【重大事態の定義】

重大事態とは、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（法第28条第1項に基づく）

(2) いじめの防止等に関する取組み

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携の強化など、必要な体制を整備する。

ウ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実等、必要な取組みを行う。

エ いじめの問題等について、児童生徒が一人で悩むことがないよう、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

オ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

カ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。

- キ いじめの防止や早期発見・早期対応のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。
- ク 学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実を進める。
- ケ いじめの防止等のための取組みが、総合的かつ効果的に推進されるよう、各小中学校に対し必要な指導・助言及び支援を行う。

5 学校におけるいじめ防止等に関する取組み

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップのもと、生徒指導体制を確立する。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組みを体系的・計画的に進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、地域を巻き込んだ方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。
- イ いじめ防止委員会を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る児童生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。
- ウ 円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
- エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童生徒の主体的な活動の支援

児童会・生徒会による、いじめの防止等のための取組みが主体的にできるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。
- カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

6 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長及び県教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会は、調査委員会による調査結果を市長に報告するとともに、調査の結果を踏まえた措置等を行う。
- (3) 市長が必要と判断した場合は、県教育委員会に対して、「広島県いじめ問題調査委員会」による調査を要請する。

7 「府中市いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

府中市いじめ防止基本方針は、府中市ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組みとするため、府中市いじめ防止対策推進協議会での協議を踏まえ、必要に応じて検証及び見直しを行う。